

**Jan Darpö**  
Professor of Environmental Law  
Faculty of Law/Uppsala Universitet  
PO Box 512, SE-751 20 UPPSALA, Sweden  
Tel. +46 739 137824  
E-mail: [jan.darpo@jur.uu.se](mailto:jan.darpo@jur.uu.se)  
On the web: [www.jandarpo.se](http://www.jandarpo.se)  
\*\*\*\*\*

2013-03-24

オーフス条約と欧州における司法アクセスの現在  
- 欧州の環境司法アクセスに関する考察

欧州連合 (EU) は、その全加盟国と同様に、オーフス条約の締約国である。たとえば環境影響評価(EIA)など、条約はある程度、EU 法に既存の考え方をもとにしている。EU はオーフス条約へと導く交渉にもかなり積極的であった。条約の第 3 の柱—司法へのアクセス—に明示された履行は、EU 法と国内法に分けられる。条約の第 9 条 2 項は、工場や工業施設、発電所、ゴミ焼却所および埋立処分場、鉱山、大規模なインフラ事業や、その他の環境に重大な影響を与える活動の許可決定に係わる司法アクセスを扱うものであり、EIA 指令や IPPC 指令(2008/1/EC)の改正により履行された。条約の第 9 条 3 項は、環境に係わる国内法に違反したと考えられる、私人または公的機関による作為または不作為に対して、関心をもつ公衆がこれを争うために行政または司法手続にアクセスできるよう求めるものだが、その実施について大部分は加盟国に委ねられている。このことについては、EU が条約承認時に、加盟国は第 9 条 3 項の実施に関して責任をもち、EU 法が採択されるまでは現状のままであると述べ、明確にした。

この解決法は問題のあるものである。というのも、条約の履行が各加盟国の手続制度や法的伝統によることとなるが、それらは環境問題に関心をもつ公衆が司法にアクセスできる可能性の点で各国において大きな差があるからである。公衆により遵守委員会に提起された両コミュニケーションも、オーフス条約にもとづく司法アクセスに関するタスクフォースによる研究も、司法アクセスに対する障壁が EU 内の国々において数多く存在することを示している。たとえば、限定的な原告適格や、個人が環境を議論する可能性の制限(保護規範説)、NGO の原告適格の欠如、利用できる救済の欠如、手続の遅滞、そして特に高額な費用などが、そうした障壁の事例である。

本報告では、今日の欧州での環境問題において、司法アクセスに対する最も重要な障壁について詳しく説明したい。また、公衆からの参加を通じた環境法の執行を改善する上で、裁判所が果たすべき役割についても焦点を当てたい。